

査 答 申 情 第 1 5 号  
平成 2 1 年 2 月 2 3 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 石 田 榮 仁 郎

公文書却下決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成 2 0 年 7 月 4 日付け生企第 6 6 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「生監委第 4 9 号住民監査請求に係る監査結果について（通知） 市に対する要望事項について精査・検討の資料」の却下決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 1 5 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、「生監委第49号 住民監査請求に係る監査結果について（通知） 市に対する要望事項に対する精査・検討の資料」（以下「本件公文書」という。）につき、これを存在しないとして却下した決定処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号。）第8条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が平成20年6月17日付けで行った却下決定処分について、その取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する主たる理由は、「生監委第49号 住民監査請求に係る監査結果について（通知）」（以下「生監委第49号通知文書」という。）の文書中にある、監査委員からの要望事項について、監査終了後1年が経過しており、その要望に対する具体的な措置を取っているはずで、文書も存在するはずであるというものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の却下決定理由説明書において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 監査委員からの要望事項について

「生監委第49号通知文書」にある監査委員からの補足意見としての要望事項は、実施機関としても重く受け止めている。しかしながら、監査結果が示された後、その監査内容を不服とし、生駒市東コミュニティ施設用地取得差止請求事件として提訴されていることから、この訴訟を通じて、精査・検討する可能性もあると考えている。

## 2 本件公文書について

異議申立人の指摘する監査委員からの要望事項を根拠とする具体的な措置を実施機関は取っておらず、したがって請求された公文書は作成されておらず、文書も不存在である。

## 第4 審査会の判断

審査会は、実施機関及び異議申立人の主張及び陳述を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

本件異議申立書の趣旨は、監査委員からの要望事項に対する精査・検討資料が存在しないとして行った却下決定処分の取消しを求めるものである。

それに対し実施機関の文書不存在を理由とした却下決定処分の説明は、監査委員からの要望事項について、具体的な措置を実施する段階まで達しておらず、その理由として訴訟の問題を挙げている。

本審査会は、不服申立人の口頭意見陳述での主張から、本件公文書が存在すると推認するだけの事実を確認できず、監査結果が示された後、訴訟となり現在も係争中であること等の状況を考慮すると、不存在であるとされた公文書が、存在するという不服申立人の主張に合理性はないと判断する。

よって以上の理由により、実施機関が本件公文書を存在しないとした却下決定処分は、妥当である。

## 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 20 年 7 月 4 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 20 年 7 月 15 日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 20 年 7 月 24 日	○ 不服申立人から意見書の提出を受けた。
平成 20 年 7 月 31 日	○ 諮問の報告
平成 20 年 11 月 19 日 本件第 1 回審査会 (通算第 37 回審査会)	○ 不服申立人の意見陳述を行った。 ○ 審議を行った。
平成 21 年 1 月 9 日 本件第 2 回審査会 (通算第 39 回審査会)	○ 実施機関の理由説明及び質疑を行った。 ○ 審議を行った。
平成 21 年 1 月 19 日 本件第 3 回審査会 (通算第 40 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申の案文検討を行った。
平成 21 年 2 月 6 日 本件第 4 回審査会 (通算第 41 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	